

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒760-8570

かがわけんたかまつしばんちょう  
香川県高松市番町4-1-10  
かがわけんそうむふききかんりか  
香川県総務部危機管理課

かちょう みや わき たかし  
課長 宮 脇 隆

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関する意見

## 第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて、2点意見を述べます。

## 1. 減免措置の継続について

防災用無線システムは、中央防災無線、消防防災無線、都道府県及び市町村防災行政無線、消防・救急無線、防災相互通信用無線など、国、都道府県及び市町村、防災関係機関等の各階層から構成された防災通信網であり、住民の生命、財産の保護に係る高い公共性を持ち、住民にとって不可欠な行政サービスであります。

これらの防災用無線システムは、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的に構築されたものであり、一般の経済的活動とは異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波有効利用のインセンティブにはつながらないものと考えます。電波を使用することにより、便益を受けるのは住民であり、防災用無線システムにおいては、経済的価値は生じないといえます。

また、電波の有効利用に伴う周波数の移行に関しては、固定系（単一通信路）60MHz帯の使用期限が平成19年11月30日までとされていることなどから、本県としても、期限までにはデジタル化を行い電波の有効利用を図りたいと考えていますが、再整備にあたっては多大な費用を要するうえ、さらに電波利用料増額による財政負担を伴うとなれば、昨今の極めて厳しい財政状況下での影響は大きく、デジタル化への遅れが懸念されます。

以上のことから、現行どおり減免措置の継続を強く望みます。

## 2. 防災行政無線の減免措置の見直しについて

都道府県防災行政無線は、市町村、防災関係機関等を結び、防災行政用として、防災情報の収集・伝達を行うほか、中央防災無線網、国土交通省無線網で構成される緊急連絡用回線ともなっており、非常災害時における、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と都道府県庁間の固定間通信路として活用され、被害状況の報告や応援要請、国からの災害対応策等を伝達するためにも欠かすことのできない無線システムであります。

さらに、市町村防災行政無線にあつては、防災情報の収集や住民への周知を目的に整備され、被害の拡大を防ぐために重要な無線局であり、かつ、避難指示や勧告等、住民への情報提供は、住民の生死に係わる、いわば住民に直結した無線システムであります。

これら防災行政無線は、防災用無線システムの一つとして位置づけられ、消防・救急無線、水防用無線同様、住民の生命、財産の保護に係る高い公共性があり、かつ、住民にとって不可欠な行政サービスであることを考慮いただき、電波利用料の適用除外とするよう望みます。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

500-8701  
岐阜市今沢町18番地  
岐阜市  
岐阜市長 細江 茂光

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

現在市町村が設置している防災行政無線の電波利用料は、二分の一減免となっているが、市町村防災行政無線は、特定の個人に対するサービスの提供や、業務に使用することを目的としたものではなく、地域住民すべてを対象とした災害発生時等の緊急情報伝達的手段であり、電波利用料は適用除外（免除）されるべきものと考えられる。

また、消防機関が設置する消防救急無線、水防管理団体が設置する水防事務の用に供する無線は、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局」であり、「法律上、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となっている無線局」であるとして、電波利用料の適用除外（免除）とされているが、防災行政無線もその目的は、消防救急無線、水防事務用の無線と何ら異なることなく、制度上整合性を欠くものである。

特に、一部の市町村しか設置していない水防無線が適用除外（免除）とされているのに、全国の大多数の市町村が設置している市町村防災行政無線に対して利用料が課されていることは、はなはだ合理性を欠く措置であるといわざるを得ない。

そもそも電波利用料は、電波を特定の個人に対するサービスの提供、または業務に利用することを目的として利用し、それにより利益を得ている者に対して課されるべきものであって、住民の生命、財産を守りという地方自治体の責務を遂行するため設置されている市町村防災行政無線に対して利用料を課すること自体疑問に感じる点がある。

今回の電波利用料の見直しに際しては、東海・東南海地震等がいつ発生してもおかしくない状況にあること、国民保護関連法案の成立を受け国民保護計画の策定など、今後市町村防災行政無線のはたすべき役割は一層重要なものとなってきていることを踏まえ、市町村が防災行政無線の整備及び更新を積極的に行える環境を整えられることを要望するものである。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒939-8075

(ふりがな) とやまけんとやましいまいずみ

(住 所) 富山県富山市今泉191番地の1

(ふりがな) とやまししょうぼうほんぶ

名 称) 富山市消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょう まつもと かつひこ

(代表者名) 消防長 松本 勝彦

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等の電波利用料減免措置について、以下の理由により最終報告書(案)  
の「A案:現行どおり」とし、減免措置を継続していただきたく意見を提出しま  
す。

消防無線等は、最終報告書(案)第6章第2節①に記載のとおり、国民の生命、身  
体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政  
的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果と  
して低下することを避ける観点から設けられたものです。

この立法趣旨は、現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の  
逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下  
がより一層懸念されます。

また、最終報告書(案)第6章第2節③に記載のとおり、消防機関の無線利用は、国  
民の生命、財産の保護に係る場合の公務で必要不可欠な場合に必要最低限使用し  
ている状況であり、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは住民  
であり、事業者が電波を利用することにより自ら便益を受ける場合とは利用状況  
が異なると考えられます。

このように、消防機関が消防活動を行う場合の電波利用には経済的価値は生じな  
いと考え、電波を公物ととらえ経済的価値を勘案し使用料を徴収する考えにはな  
じまないと考えられます。

以上のことから消防機関の無線利用は、今回の電波利用料制度の見直し目的のひ  
とつである利用料を徴収することが電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋  
がるとは考えません。

様式1

意見書


平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 501-3392

住所 ぎふけんかもぐんとみかちょうたきだ  
岐阜県加茂郡富加町滝田1511

氏名 とみかちょうちよう さかいひろみち  
富加町長 坂井弘道

電話番号 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のと  
おり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に対する意見

本町の防災行政無線につきましては、老朽化の進んでいるものも多くあり、機器の保守管理や修繕費などの維持管理経費が年々増大してきている現状であります。機器の更新については、既に時期を経過しているものもありますが、本町の財政事情を考慮しますとその更新に係る整備費を確保することが困難な状況であります。

よって現行の機器を修繕しながら運用していくことになり、利用料の増額は更なる負担となりますので、何卒、現状維持若しくは電波利用料の免除をお願いしたく、ご意見申し上げます。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 501-6198

(ふりがな) ぎふけんはしまぐんかわしまちようこうだまち

住所 岐阜県羽島郡川島町河田町1040-1

(ふりがな) かわしまちようやくば かわしまちようちよう のだ としお

氏名 川島町役場 川島町長 野田 敏雄

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

本町は木曾川の中州にある島で、愛知県と岐阜県との県境に位置します。愛知県側とは3本の永久橋で結ばれていますが、岐阜県側には永久橋はなく洪水時には岐阜県とは孤立することがあります。このような状況下で国が推進している防災無線は本町にあっては必要不可欠なものであり、また、地方をとりまく昨今の財政状況を考慮していただき現状の制度を維持願いたく要望します。



## 意見書

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

〒010-0951  
あきたけんあきたしさんのう  
秋田県秋田市山王1-1-1  
秋田市消防本部  
ふじえだれいすけ  
藤枝 助

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が開設している消防救急無線は、国民の生命・身体・財産の保護に係る極めて緊急かつ重要な役割を果たしていることから、電波利用料の減免措置が設けられております。

この立法趣旨は現在でも何ら不変であり、電波を有効活用することで便宜を受けているのは住民であります。

消防機関は、災害防除活動時などの緊急時に消防救急無線を必要最小限度使用していることから、一般の経済活動とは異なり、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに繋がるとは思いません。

当市は、来年1月に2町との合併を控えており、無線周波数の統一を図る必要性と、合併による広域化に伴い電波の不感地帯を解消するため無線中継施設の新設を計画しております。当然ながら無線設備の維持管理費が高んでまいります。

さらに、地方財政が逼迫している中、電波有効利用のため消防救急無線のデジタル化も避けて通れない状況下において多額の経費が見込まれます。この上、電波利用料の新たな財政負担を求められることは、財政事情をさらに悪化させ、強いては住民サービスの低下となってまいります。

このようなことから、地方公共団体の取扱いについては現行どおり特例措置を継続していただきたく意見を提出します。

○電波有効利用政策研究会最終報告書(案)に係る意見について

自治体の開設する防災行政無線は、日常的な広報と非常災害時の人命、財産の保護のための周知広報に活用されることを目的とされており、本市においても近い将来起きると言われている東海地震や東南海地震も含め災害発災時における市民への広報手段として整備し、維持管理しているところである。また、昨今は国民保護法制への対応の観点からもその重要性を指摘され、より適切な整備や管理体制が求められており、まさに市民の人命、財産を守るために必要不可欠なものとなっている。

一方、自治体の近年の財政事情は、先行きに未だ明るい兆しの見えない景気動向による税収の落ち込み、三位一体改革による交付税や補助金の削減などにより、大変厳しい状況にあり、本市においても行財政改革を行うべく、微小な点までをも見据えた、極めて困難な対応策を模索しているところである。

このような状況の下、電波環境をめぐる諸般の事情について一定の理解はするが、防災行政無線という極めて公共性の高い、欠くことのできないシステムにおいて、その電波料の減免措置を無くす可能性が検討され、自治体における電波料の負担が増えることは、ひいては市民への負担をいわずらに増やすことにもつながりかねないことから、最低でも現行の減免措置については存続されたい。

また、消防無線についても同様の理由により適用除外の制度を存続されたい。

岐阜県土岐市役所総務課防災係

電話

#####

総務省 総合通信基盤局電波部電波政策課 様

見出しのことについて、下記のとおり意見を提出いたします。よろしくお願い致します。

「地方公共団体が開設する無線局については、住民の生命、財産を災害から保護するという行政サービスの重要な業務を目的として開設されている。その業務内容が公共性、公益性の極めて高いものであり、地震、台風をはじめ、各種災害に対する住民の関心が高まっている現状を踏まえ、今後も防災業務に対する住民の期待に十分応える必要がある。以上のことから従来通り地方公共団体への電波利用料の減免措置を継続する必要があると思われる。」

名称: 上石津町

代表者氏名: 上石津町長 小川 一善

主たる事務所

の所在地: 岐阜県養老郡上石津町大字上原1380番地

電話番号: [REDACTED]

メールアドレス: [REDACTED]

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

郵便番号 503-0292  
(ふりがな) きおけん あんぱちくん わのうちちょう まこう  
住 所 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1  
(ふりがな) わのうちちょう わた なへ つとむ  
氏 名 輪之内町長 渡 辺 勉  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書 (案)」に関し、  
下記のとおり意見を提出します。

記

当町の意見としては、現行どおり減免措置を継続して頂きたいと考えております。

現在の地方公共団体における消防防災行政において、消防救急無線・防災行政無線は必要不可欠なものであることは周知のとおりであります。

現在において政府が進める三位一体改革により地方の財政は逼迫状態にあります。

上記無線設備を維持管理するにも年間莫大な経費がかかっているのが現状であり、このうえ使用料までも減免措置がなくなれば、維持管理にも支障をきたすこととなります。

従いまして、上述したとおり、公共性のつよい消防救急無線・防災行政無線については、現行どおり減免措置を継続して頂くようお願いいたします。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)に関する意見書について、添付ファイルによりお送りいたしますので  
なにとぞよろしくお願いいたします。

郵便番号:730-0051

ひろしまけんひろしましなかくおおてまちごちょうめ  
住所:広島県広島市中区大手町5丁目20番12号

名称:広島市消防局

なかた しょうじ  
代表者:消防局長 仲田 昌二

電話

電子メールアドレス

## 意見書

消防・救急無線は、消防機関が「住民の生命、身体、財産を火災などの災害から保護する」といった、住民の安全確保のために行う災害対応用の非常通信であり、公務には不可欠で、緊急かつ最も重要な無線通信である。

市町村防災行政無線も同様に、市町村が住民の安全確保のための災害応急対策を行うに当たり、災害に関する情報の的確な収集・伝達において、非常に重要かつ有効な手段である。

こうした消防・救急無線及び市町村防災行政無線の重要性や高い公共性からしても、一般の経済活動と異なり、電波利用料の徴収は、電波有効利用のインセンティブにはつながらない。

したがって、消防・救急無線及び市町村防災行政無線については、現行どおり電波利用料の徴収を減免する特例措置を継続すべきものとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」

広島県広島市消防局

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒761-0612  
ふりがな かがわけんきたぐんみきちょうおおあざひかみ  
住 所 香川県木田郡三木町大字氷上 373-2  
ふりがな さぬきちくこういきしょうぼうほんぶ  
名 称 讃岐地区広域消防本部  
ふりがな みぞぶちただし  
代表者名 消防長 溝淵 正  
電話番号 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免処置は、特に消防無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免処置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることになり、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例処置を継続していただきたく、意見を提出します。



意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 925-8511  
(ふりがな) いしかわけんはくいしちゅうおうまち  
住所 石川県羽咋市中央町ア185番地  
(ふりがな) はくいぐんしこういきけんじむくみかいしょうぼうほんぶ  
氏名 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部  
しょうぼうちやう こんのしげお  
消防長 紺野 繁男  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電波有効利用政策研究会電波利用料制部会最終報告書（案）に係る意見

- 1 消防無線に対する電波利用料免除措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられた制度であること。
- 2 大規模災害時の消防救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなるが、このような国民の安全確保を図る上での電波使用に国、都道府県、市町村の区別はないこと。
- 3 特に、消防救急無線は、災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であること。
- 4 電波利用料を徴収しても、消防救急無線については、公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用のインセンティブにはつながらないこと。
- 5 電波利用料を徴収しなくても、消防救急無線については、多大な費用を投入し、デジタル化等により有効利用を図ることとしているが、電波利用料徴収に伴う追加的財政負担により、デジタル化が遅れるおそれがあること。
- 6 逼迫地域及び逼迫域帯に限って徴収するということは、国民の安全確保に地域差が生じることとなること。

以上の理由から、消防無線に対する電波利用料免除措置は、引き続き存続すべきである。

以上

意見書

成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒371-0014  
(ふりがな) ぐんまけんまえばしあさひちょう  
(住所) 群馬県前橋市朝日町四丁目22-2  
(ふりがな) ぐんまけんしょうほうちょうかい  
(名称) 群馬県消防長会  
(ふりがな) いわさ たかし  
(代表者) 岩佐 孝  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

群馬県消防長会は、全国消防長会関東支部の下部組織として、群馬県内の11消防本部の消防長で構成され、県内の消防本部の連絡強化を図り、消防の発展に尽くすことを目的に設置されたものです。

国、地方公共団体の電波利用料減免措置については、群馬県消防長会の総意をもって、下記のとおり意見となりましたので提出いたします。

記

消防機関が無線を利用する目的は、住民の生命、身体及び財産を各種災害等から保護することで、そのために消防機関は、与えられた無線を有効に活用するため、財政状況が厳しい中においても、山間部等の不感地帯に無線前進基地局を設置し、住民が消防行政サービスを平等に享受できるよう努力しております。

消防機関が無線を利用することにより便益を受けるのは住民である。仮に、消防機関等に財政的に負担を課すことになれば、住民にとって最も重要な行政サービスが結果として低下する恐れがあります。

現在、利用料を負担している事業者は、事業者自身の無線利用により便益を受けるのは事業者自らであるので消防機関の利用と根本的に異なっております。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

〒501-0492  
岐阜県本巣郡北方町北方1323-5  
北方町長 白木 聡  
Tel. [REDACTED]  
Eメール [REDACTED]

地方公共団体としては、今回の電波利用料の見直しについて、負担の公平性という観点には賛同すべきと思われるものの、最終報告書(案)にある、「電波の経済的価値を勘案した使用料を徴収する」という観点には同意しがたいものである。

第1に、市町村が保有する防災行政無線については、災害対策基本法に基づいて策定された地域防災計画の定めるところに従い整備されたものであり、その利用は何ら経済的価値を算出するものではないと思われる。

第2に、利用料による負担増は、三位一体の改革により逼迫してきている地方行財政をさらに深刻化するもので、次世代のデジタル無線施設への更新の際にも十分な施設整備をすることを妨げる要因にもなりかねないと思われる。

以上のことから、今後とも防災行政無線等の電波利用料については、配慮頂けるよう要望するものである。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 へ

郵便番号 069-0817

(ふりがな) ほっかいどうえべつしのつぼろよよぎちょう

所在地 北海道江別市野幌代々木町80-8

(ふりがな) えべつししょうぼうほんぶ

名称 江別市消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょう こじま みつる

代表者名 消防長 小島 満

電話番号

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出いたします。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視し、地方公共団体等に財政的な負担を課すことによる住民への行政サービスの低下を避ける観点から設けられたものである。

昨今の厳しい地方財政の状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより消防サービスの低下がより一層懸念される。

さらに消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線デジタル化に取り組んでいる、そんな中新たな財政負担を強いることは行政サービス低下に拍車がかかるばかりでなくデジタル化移行への遅滞が懸念される所です。

電波を公物ととらえ経済価値を勘案し使用料を徴収する考えについて、他の事業所と違い災害防除活動を目的とする消防機関は非営利団体であり、そのような機関が電波を使用することには、経済的価値は生じえず同時に使用料は発生しないと見える。

このようなことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年 8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 981-0914  
(ふりがな)せんだいし  
住 所 仙台市  
(ふりがな)せんだいし  
氏 名 仙台市

あおばく つつみどおりあまみやまち  
青葉区 堤通雨宮町 2番 15号  
しょうぼうきょく  
消防局

きょくちょう か ぬま しんいち  
局長 可 沼 伸一

電話番号  
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)意見

《消防・救急用無線局からの徴収(第6章第2節関係)》について

以下に示す理由から、地方公共団体が開設する消防・救急用無線局については、引き続き電波利用料の徴収を免除すべきと考えます。

- 1 消防・救急用無線局は、住民の生命、身体等を保護するという基礎的行政サービス的手段として高い公共性を有している。現在においては、無線なしでの消防・救急業務は考えられない。
- 2 電波の有効利用については、公共サービスという性格上、電波利用料というコストによりインセンティブを与えるのではなく、免許付与時の審査等、他の制度によって実現させることが適当である。現に、審査基準の改正によって多くの消防本部が電波の有効利用を目指しデジタル化への取り組みを始めている。
- 3 基礎的行政サービス的手段となっている無線について、逼迫地域についてのみ電波利用料を課すことは、サービス水準の地域格差の一因ともなり適当でない。

## 意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(ふりがな) みやこのじょうちくしょうぼうほんぶ  
(名称) 都城地区消防本部  
(ふりがな) ほりのうちひろみ  
(代表者) 堀ノ内 廣海  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告会(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

## 意見

消防無線の電波利用料減免措置については、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであり、この立法趣旨は現在も何ら変わるものではない。

特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を有しており、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃止することにより、消防行政サービスの水準低下がより一層懸念される。消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは異なり災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。この様なことから、電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、消防機関の場合は該当しないと考えられる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒916-0023  
(ふりがな) ふくいけんさばえしにしやまちょう  
(住所) 福井県鯖江市西山町13-22  
(ふりがな) さばえにゆうしょうぼうくみあい  
(名称) 鯖江・丹生消防組合  
(ふりがな) いわおとしひで  
(代表者名) 岩尾 敏 秀  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書（案）」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

## 意見

## 6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

無線のデジタル化は、平成28年5月31日までに移行しなければならず、無線の伝播調査、地形による中継局の設置、無線機、傍受機の購入など多額の費用が必要となってくる。更に、当消防本部の指令台は導入後10年を経過し、数年後には消防無線利用AVM装置の導入も含めて更新を計画中であるが、これらの予算措置のめどが立たない状況である。

さらに「平成16年7月福井豪雨」により当消防本部管内の鯖江市も多大な被害に見舞われ復旧には多額の経費を要し大きな財政負担となり、当消防本部においても経費削減を強いられることとなる。

電波利用料が徴収されることになれば、経常経費削減のため現有无線機の台数を削減せざるを得ないことも考えられ、住民の生命・身体・財産の保護および隊員の安全確保の低下が危惧される。

電波は公共のものであり、公共の安全を確保する消防無線を有料化することは、電波法の目的とも相いれないように思える。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく意見を提出いたします。

様式1

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

郵便番号 503-0117  
(ふりがな) あんぱちぐんあんぱちちょうこおりとり  
住所 岐阜県安八郡安八町氷取 161  
(ふりがな) あんぱちちょうやくば  
氏名 安八町役場  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

減免処置が無くなると、町の負担が増大し、防災行政無線の運営上支障が発生する可能性がある。また、いつ起きるか分からない災害のためにも、防災行政無線の果たす役割は大きく、必要不可欠であります。

電波利用料見直しに際しては、今後とも防災行政無線の電波利用料を減免していただくようお願い申し上げます。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒803-8509

(ふりがな) ふくおかけんきたきゅうしゅうし

こくらきたくおおてまち

(住 所) 福岡県北九州市小倉北区大手町3-9

(ふりがな) きたきゅうしゅうししょうぼうきょく

(名 称) 北九州市消防局

(ふりがな) ひきた けいいち

(代表者名) 疋田 慶一

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(意見)

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は、災害対応の非常通信であり、国民の生命、身体、財産の保護に係る緊急かつ重要な無線通信のため、電波利用料の適用除外とするべきである。

さらに、消防救急・防災行政無線は、デジタル化への移行により有効利用を図ることとして、多額の投資費用が必要であり、電波利用料徴収に伴う追加的財政負担により、デジタル化が遅れる恐れがある。

このようなことから、地方公共団体の取扱いについては、現行どおり電波利用料特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。